

資料編

- 1 歴代水道事業管理者、歴代水道局長
- 2 職員数及び組織の推移
- 3 いわき市上水道事業認可
- 4 いわき市水道事業系統図
- 5 水道事業における審議会の状況
- 6 水道料金改定の推移
- 7 給水人口、年間配水量、年間有収水量の推移
- 8 決算の推移
- 9 浄水施設
- 10 配水管延長の推移
- 11 災害への備え
- 12 水道週間絵画展・写真展入賞作品
- 13 水道通水100年のあゆみ【いわき市水道事業年表】
- 14 水道用語集

1 歴代水道事業管理者、歴代水道局長

(1) 水道事業管理者

氏名	在任期間	備考
赤津庄兵衛	1966 (S41) 年10月1日 ~ 1966 (S41) 年11月30日	水道事業管理者 職務執行者
鈴木 憲吾	1966 (S41) 年12月1日 ~ 1967 (S42) 年4月4日	〃
鈴木 栄一	1967 (S42) 年4月5日 ~ 1971 (S46) 年4月4日	初代管理者
但野 武義	1971 (S46) 年4月5日 ~ 1975 (S50) 年4月4日	
永野 孝夫	1975 (S50) 年4月5日 ~ 1979 (S54) 年4月4日	
嶋崎 忠好	1979 (S54) 年4月5日 ~ 1983 (S58) 年4月4日	
	1983 (S58) 年4月5日 ~ 1983 (S58) 年6月30日	職務代理者 杉山 保久
村上 武士	1983 (S58) 年7月1日 ~ 1986 (S61) 年10月19日	
	1986 (S61) 年10月20日 ~ 1987 (S62) 年1月31日	職務代理者 国分 広寿
御代 武光	1987 (S62) 年2月1日 ~ 1990 (H2) 年10月23日	
	1990 (H2) 年10月22日 ~ 1990 (H2) 年11月30日	職務代理者 田中 清
丹野 堯	1990 (H2) 年12月1日 ~ 1994 (H6) 年11月30日	
佐藤 直文	1994 (H6) 年12月1日 ~ 1998 (H10) 年11月30日	
及川睿知郎	1998 (H10) 年12月1日 ~ 2002 (H14) 年11月30日	
摩多 秀典	2002 (H14) 年12月1日 ~ 2005 (H17) 年9月27日	
	2005 (H17) 年9月28日 ~ 2005 (H17) 年10月12日	職務代理者 猪狩 正利
	2005 (H17) 年10月13日 ~ 2006 (H18) 年3月31日	職務代理者 佐々木 仁
	2006 (H18) 年4月1日 ~ 2008 (H20) 年3月31日	職務代理者 藍原 克美
	2008 (H20) 年4月1日 ~ 2008 (H20) 年5月31日	職務代理者 若松 勇四郎
猪狩 正利	2008 (H20) 年6月1日 ~ 2012 (H24) 年5月31日	
	2012 (H24) 年6月1日 ~ 2013 (H25) 年9月27日	再任
	2013 (H25) 年9月27日 ~ 2013 (H25) 年11月11日	職務代理者 三浦 広太郎
仲野 治郎	2013 (H25) 年11月12日 ~ 2017 (H29) 年11月11日	
	2017 (H29) 年11月12日 ~ 2017 (H29) 年11月16日	職務代理者 上遠野 裕美
木村 清	2017 (H29) 年11月17日 ~ 2019 (R元) 年9月30日	
上遠野裕之	2019 (R元) 年10月1日 ~	

(2) 水道局長

氏名	在任期間	備考
鈴木 憲吾	1966 (S41) 年10月1日 ~ 1969 (S44) 年3月31日	初代水道部長
永山憲太郎	1969 (S44) 年4月1日 ~ 1972 (S47) 年3月31日	
磯貝 導雄	1972 (S47) 年4月1日 ~ 1973 (S48) 年4月30日	
嶋崎 忠好	1973 (S48) 年5月1日 ~ 1975 (S50) 年3月31日	初代水道局長
鈴木亥之吉	1975 (S50) 年4月1日 ~ 1977 (S52) 年3月31日	
内山 栄一	1977 (S52) 年4月1日 ~ 1979 (S54) 年3月31日	
岡田 清	1979 (S54) 年4月1日 ~ 1983 (S58) 年3月31日	
杉山 保久	1983 (S58) 年4月1日 ~ 1984 (S59) 年3月31日	
国分 広寿	1984 (S59) 年4月1日 ~ 1988 (S63) 年3月31日	
箱崎 信和	1988 (S63) 年4月1日 ~ 1990 (H2) 年3月31日	
田中 清	1990 (H2) 年4月1日 ~ 1992 (H4) 年3月31日	
坂本 正行	1992 (H4) 年4月1日 ~ 1995 (H7) 年3月31日	
藁谷 孝一	1995 (H7) 年4月1日 ~ 1997 (H9) 年3月31日	
坂本 研二	1997 (H9) 年4月1日 ~ 1999 (H11) 年3月31日	
志賀 脩二	1999 (H11) 年4月1日 ~ 2001 (H13) 年3月31日	
吉田 昭光	2001 (H13) 年4月1日 ~ 2002 (H14) 年3月31日	
赤津 幸夫	2002 (H14) 年4月1日 ~ 2004 (H16) 年3月31日	
猪狩 正利	2004 (H16) 年4月1日 ~ 2005 (H17) 年10月12日	
佐々木 仁	2005 (H17) 年10月13日 ~ 2006 (H18) 年3月31日	
藍原 克美	2006 (H18) 年4月1日 ~ 2008 (H20) 年3月31日	
若松勇四郎	2008 (H20) 年4月1日 ~ 2008 (H20) 年5月31日	
(不在)	2008 (H20) 年6月1日 ~ 2014 (H26) 年3月31日	管理者事務扱い
三浦広太郎	2014 (H26) 年4月1日 ~ 2015 (H27) 年3月31日	
金成 恭一	2015 (H27) 年4月1日 ~ 2016 (H28) 年3月31日	
上遠野裕美	2016 (H28) 年4月1日 ~ 2019 (H31) 年3月31日	
加藤 弘司	2019 (H31) 年4月1日 ~ 2021 (R3) 年3月31日	
大嶺 常貴	2021 (R3) 年4月1日 ~	

2 職員数及び組織の推移

機構改革年月日	職員数 ※	組 織		
		本 庁	出 先	出張所
昭和41年10月1日	259	3課7係	5事業所4課 20係	7出張所6係
昭和44年4月1日	258	8課19係 1出張所	6事業所13係	4出張所
昭和45年4月1日	268	6課14係	7業務所16係	5出張所
昭和47年4月1日	275	6課 1事務所 17係	7業務所16係	5出張所
昭和48年5月1日	277	7課15係 1室	7業務所12係	5出張所
昭和55年7月1日	285	1室5課 16係	6業務所12係	5出張所
昭和59年7月1日	277	6課16係	6業務所12係	
平成元年4月1日	275	7課18係	5業務所10係	
平成5年4月1日	268	6課19係	5業務所10係	
平成9年4月1日	269	6課20係	5業務所10係	
平成12年4月1日	231	6課19係 1担当	5営業所10係	
平成19年4月1日	192	6課20係 1担当	2工事事務所	
平成25年4月1日	161	6課18係 1担当	1工事事務所 4係	
令和2年4月1日	160	6課17係 2担当	1工事事務所 4係	

※ 機構改革年度における年度末の人数（水道事業管理者を除く）

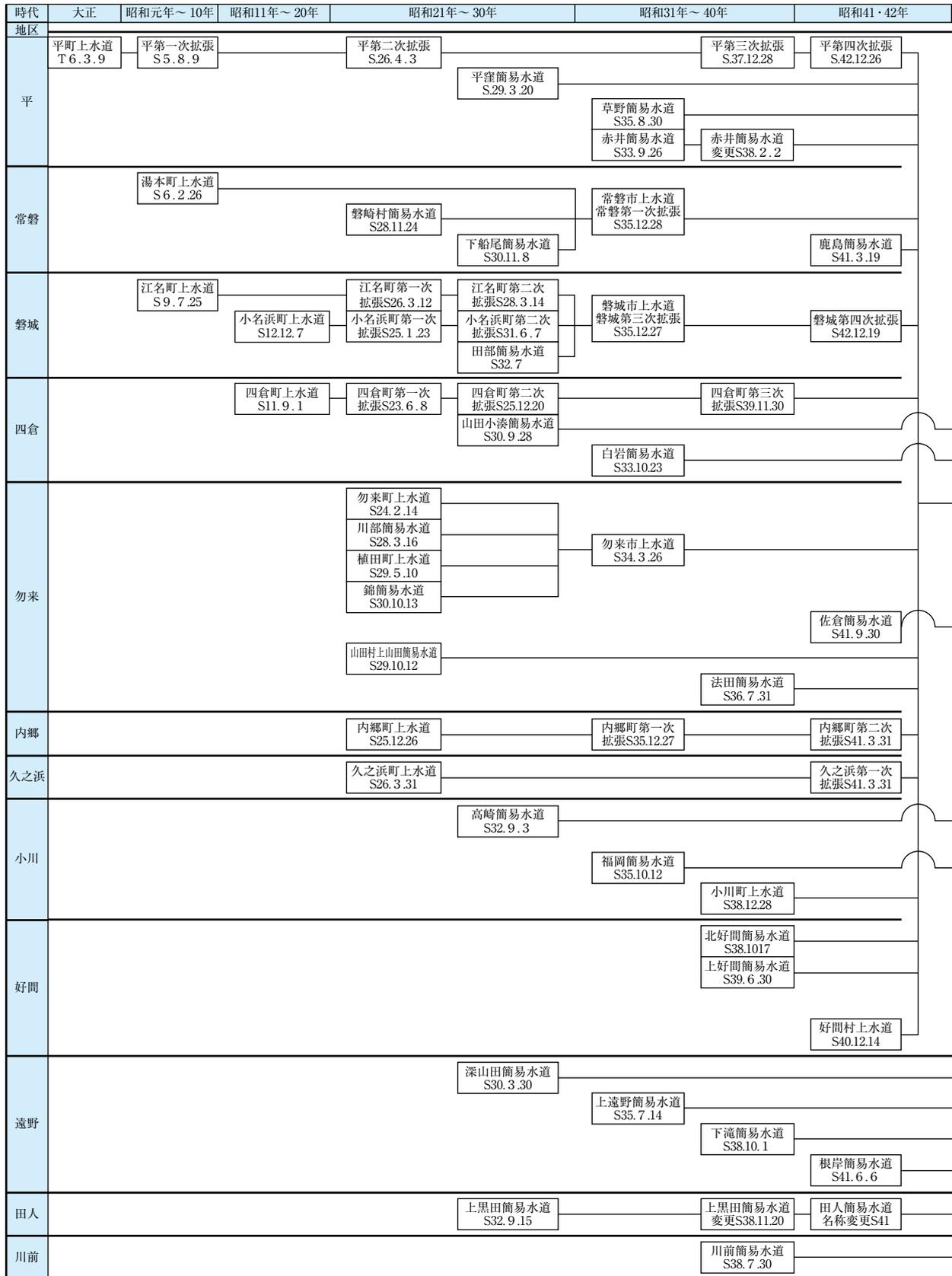
3 いわき市上水道事業認可

項目 認可	認可年月日	認可番号	目標年次	計画給水 区域内人口	計画給水人口
創設	S 44.2.15	厚生省環第93号	昭和47年度	271,603 人	277,000 人
専用水道統合	S 45.9.5	厚生省環第599号	昭和47年度	314,000 人	280,000 人
第一期拡張	S 47.3.29	厚生省環第226号	昭和60年度	364,600 人	350,000 人
	S 52.11.26	厚生省環第704号			
第二期拡張	S 57.1.12	厚生省環第12号	平成7年度	376,423 人	374,000 人
第三期拡張	H 4.3.31	厚生省生衛第417号	平成18年度	375,091 人	374,000 人
	H 19.3.28	-	令和3年度	338,631 人	338,000 人
	H 24.5.25	-	令和3年度	332,658 人	332,000 人
	H 27.1.29	厚生労働省発 健0129第4号	令和11年度	310,938 人	326,300 人

(注) 第三期拡張の上段は当初認可値、中段2段は軽微変更届出値、下段は第1回変更値。

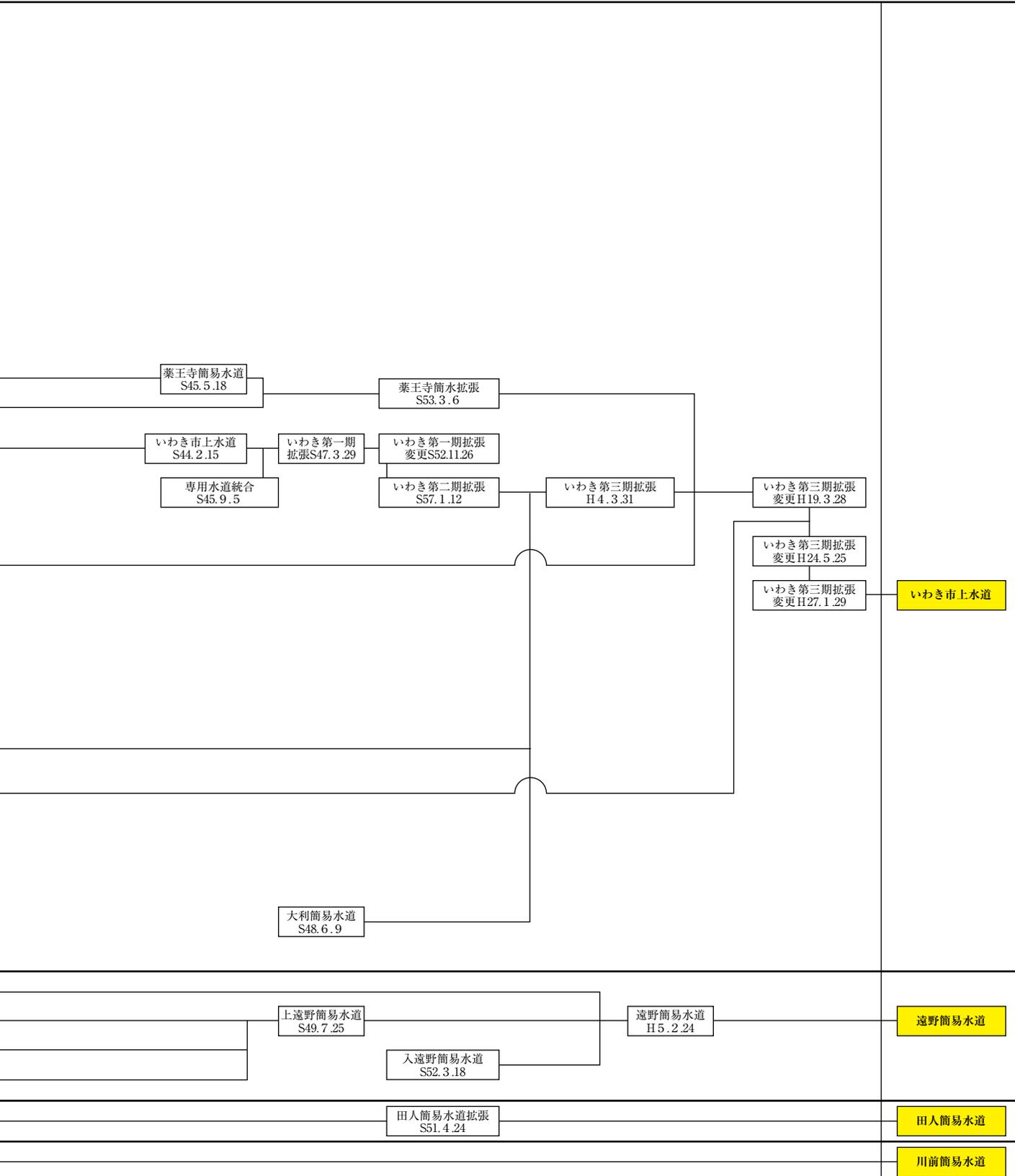
項目 認可	計画1人1日 最大給水量	計画1日 最大給水量	起工年月日	竣工年月日	事業費	計画給水 区域面積
創設	370 L	102,490 m ³	S 44.4.1	S 47.3.31	356,121 千円	343.56 km ²
専用水道統合	367.6 L	102,940 m ³	S 45.4.1	S 46.3.31	14,917 千円	344.06 km ²
第一期拡張	526 L	184,000 m ³	S 47.4.1	S 54.3.31	14,388,000 千円	363.86 km ²
				S 57.3.31		364.10 km ²
第二期拡張	576 L	215,260 m ³	S 57.4.1	H 4.3.31	13,656,000 千円	366.44 km ²
第三期拡張	619 L	231,610 m ³	H 4.4.1	H 19.3.31	41,953,045 千円 (認可計画事業費)	366.44 km ²
	488 L	165,000 m ³	-	R 4.3.31 (予定)	-	447.96 km ²
	494 L	164,000 m ³	-	R 4.3.31 (予定)	-	448.45 km ²
	443 L	144,400 m ³	H 27.4.1	R 12.3.31 (予定)	51,000,000 千円 (認可計画事業費)	448.45 km ²

4 いわき市水道事業系統図



※ 水道事業は設置年月日、拡張事業は認可年月日、月日不明なものは判明している年月日で記載

昭和43年～50年	昭和51年～60年	昭和61年～平成10年	平成11年～令和2年	令和3年
-----------	-----------	-------------	------------	------



5 水道事業における審議会の状況

(1) いわき市水道事業経営審議会

	設置期間	諮問事項
第1次	昭和46年7月24日～ 昭和46年9月4日	・適正な水道事業経営のあり方について
第2次	昭和50年2月15日～ 昭和50年7月25日	・いわき市水道事業財政健全化の対策について
第3次	昭和54年1月18日～ 昭和54年3月30日	・水道経営のあり方について ・水道料金制度について
第4次	昭和56年7月2日～ 昭和56年10月26日	・水道運営のあり方について ・水道料金等の制度について
第5次	昭和60年7月15日～ 昭和60年10月18日	・水道事業運営のあり方について ・水道料金制度について
第6次	平成7年4月26日～ 平成7年7月24日	・水道事業運営のあり方について ・水道料金制度について
第7次	平成10年5月13日～ 平成10年8月27日	・水道事業運営のあり方について ・水道料金制度について
第8次	平成12年11月21日～ 平成14年10月15日	・水道事業運営のあり方について ・水道料金制度について
第9次	平成14年11月1日～ 平成16年10月31日	・水道料金制度について
第10次	平成16年11月1日～ 平成18年10月31日	・行政機構改革について ・水道料金制度について
第11次	平成18年11月1日～ 平成20年10月31日	・水道料金制度に係る段階制、逡増制について
第12次	平成20年11月1日～ 平成22年10月31日	・次期中期経営計画について ・水道料金制度について
第13次	平成22年11月1日～ 平成24年10月31日	・水道料金制度について ・その他水道事業経営のあり方について
第14次	平成22年11月1日～ 平成24年10月31日	・水道事業経営全般について
第15次	平成26年11月20日～ 平成28年11月19日	・新たな基本計画について ・次期中期経営計画について ・その他
第16次	平成29年12月1日～ 令和元年11月30日	・今後の水道事業経営について ・新しいわき市水道事業経営プランの進行管理について ・その他経営に関する諸問題等について
第17次	令和元年12月1日～ 令和3年11月30日	・今後の水道事業経営について ・新たな経営計画について ・その他経営に関する諸問題等について
第18次	令和4年1月20日～ 令和6年1月19日	※審議事項は未定 第3回審議会で諮問予定 (令和4年1月20日第1回開催、同日委嘱)

※ 第8次以降、常設

(2) いわき市水道水源保護審議会

	設置期間	諮問事項
第1次	平成4年5月1日～ 平成6年4月30日	・水道水源保護地域の指定及び排水基準の設定について
第2次	平成6年5月1日～ 平成8年4月30日	
第3次	平成8年5月1日～ 平成10年4月30日	・排水基準の変更について
第4次	平成10年5月1日～ 平成12年4月30日	
第5次	平成12年5月1日～ 平成14年4月30日	
第6次	平成14年5月1日～ 平成16年4月30日	・排水基準の変更等について
第7次	平成16年6月1日～ 平成18年5月31日	・排水基準の項目の追加について
第8次	平成20年8月1日～ 平成22年7月31日	・水道水源保護地域の指定区域の変更について
第9次	平成22年8月1日～ 平成24年7月31日	・水道水源の保護に関することについて
第10次	平成24年8月1日～ 平成26年7月31日	・水道水源の保護に関することについて ・水道水源の保護に関する重要な事項について
第11次	平成26年8月1日～ 平成28年7月31日	・水道水源保護地域に関することについて ・水道水源の保護に関することについて

※ 審議会は、いわき市水道水源保護条例第14条第7項に基づき、市長の諮問に応じ水道水源の保護に関する重要な事項について、調査し、審議するもので、平成29年以降、審議事項に該当する事案が生じていないため、開催していない。

6 水道料金改定の推移

改定年月日	昭和44年11月1日適用				昭和47年1月1日適用			
平均改定率	30.52%				34.42%			
料金体系	用途別料金体系				口径別料金体系			
	基本料金		水量料金		基本料金			
	家庭用 10m ³	220円	1 m ³ につき	29円	13mm	215円		
	営業用 10m ³	300円	〃	35円	20mm	590円		
	団体用 10m ³	270円	〃	35円	25mm	960円		
	工業用 100m ³	3,000円	〃	36円	30mm	960円		
	浴場用 200m ³	4,000円	〃	28円	40mm	3,000円		
	臨時用 10m ³	500円	〃	50円	50mm	4,400円		
	船舶用 5m ³	350円	〃	70円	75mm	10,900円		
	特殊用 10m ³	500円	〃	50円	100mm	18,500円		
				150mm	40,300円			
				200mm	56,800円			
	共用栓				水量料金(1 m ³ につき)			
	家事用1世帯につき				第1段階	1 m ³ ~ 10m ³	10円	
	10m ³ まで	180円	1 m ³ につき	25円	第2段階	11m ³ ~ 20m ³	38円	
					第3段階	21m ³ 以上	43円	
					第4段階		
					第5段階		
特殊用途	私設消火栓消防演習用		1栓10分間につき		船舶用	1 m ³ につき		
			250円			100円		
					私設消火栓 消防演習用	1栓10分間につき 400円		
					浴場用			
					第1段階	1m ³ ~ 140m ³	10円	
					第2段階	141m ³ ~ 200m ³	38円	
					第3段階	201m ³ 以上	43円	

昭和50年11月1日適用			昭和54年10月1日適用			昭和57年4月1日適用		
72.02%			26.39%			26.68%		
口径別料金体系			口径別料金体系			口径別料金体系		
基本料金			基本料金			基本料金		
13mm		280円		340円			530円	
20mm		600円		680円			1,060円	
25mm		1,000円		1,250円			1,950円	
30mm		1,900円		2,370円			3,690円	
40mm		3,500円		3,750円			5,800円	
50mm		5,500円		6,800円			10,500円	
75mm		15,000円		18,300円			28,400円	
100mm		29,000円		36,400円			56,400円	
150mm		82,000円		101,000円			156,800円	
200mm		106,000円		133,000円			207,000円	
水量料金(1 m ³ につき)			水量料金(1 m ³ につき)			水量料金(1 m ³ につき)		
第1段階	1 m ³ ～10 m ³	20円	1 m ³ ～10 m ³	26円	1 m ³ ～10 m ³	46円		
第2段階	11 m ³ ～20 m ³	62円	11 m ³ ～20 m ³	75円	11 m ³ ～20 m ³	90円		
第3段階	21 m ³ ～100 m ³	80円	21 m ³ ～100 m ³	100円	21 m ³ ～100 m ³	114円		
第4段階	101 m ³ 以上	92円	101 m ³ 以上	120円	101 m ³ 以上	132円		
第5段階			
船舶用	1 m ³ につき	100円	1 m ³ につき	120円	1 m ³ につき	132円		
私設消火栓 消防演習用	1 栓10分間につき	400円	1 栓10分間につき	400円	1 栓10分間につき	400円		
浴場用								
第1段階	1 m ³ ～300 m ³	20円	1 m ³ ～300 m ³	26円	1 m ³ ～300 m ³	46円		
第2段階	301 m ³ 以上	62円	301 m ³ 以上	75円	301 m ³ 以上	90円		
第3段階			

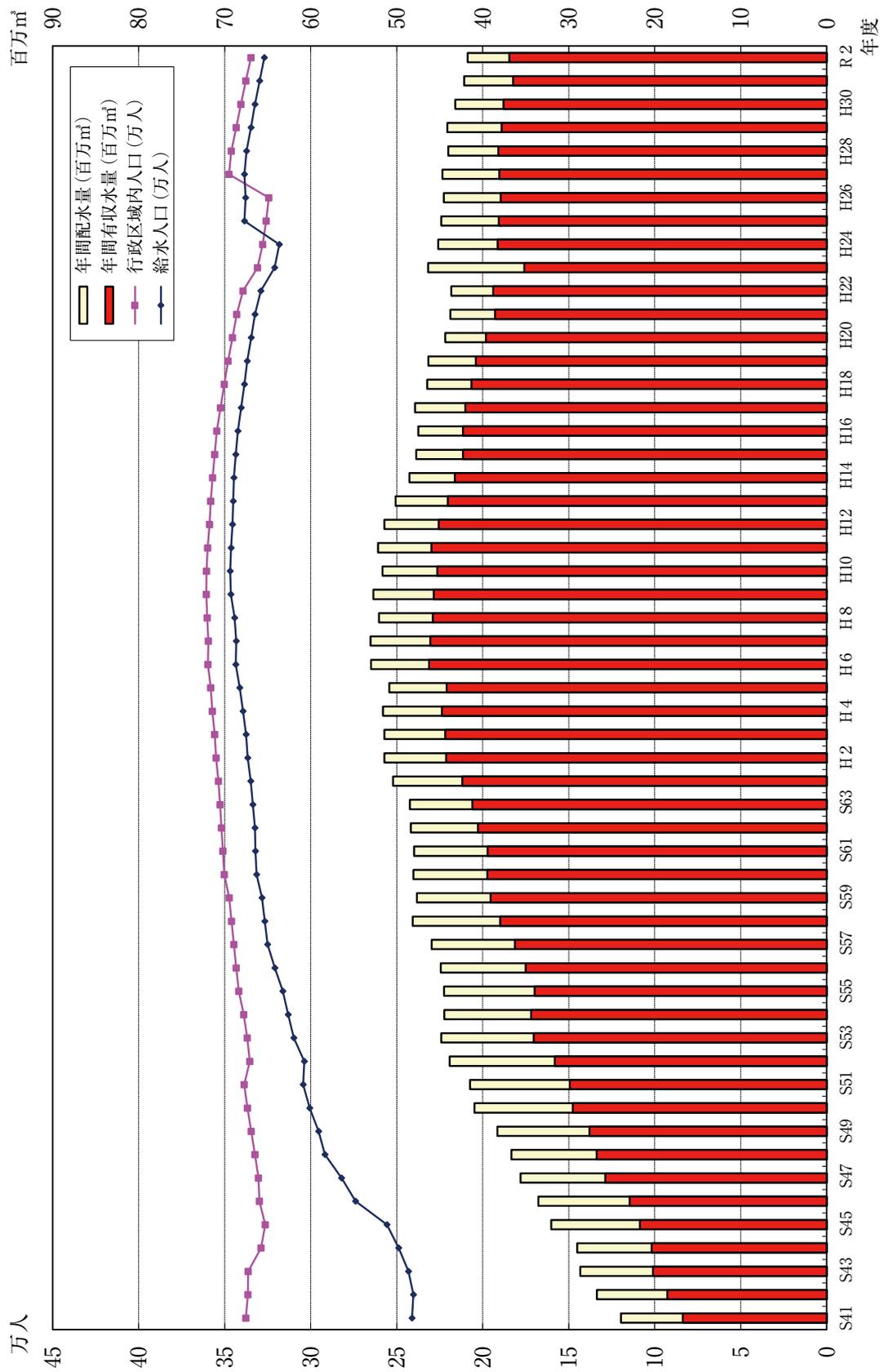
昭和61年4月1日適用		平成元年7月1日適用	平成7年12月1日適用
14.87%		3.00%	26.00%
口径別料金体系		※ 消費税実施に伴う改定	口径別料金体系
基本料金			基本料金
13mm	700円	料金は、基本料金と水量料金の合計額(船舶用及び私設消火栓消防演習用に係る料金にあつては、水量料金)を従前の料金表により算出し、これに1.03を乗じて得た額とする。 (円未満は切り捨て)	860円
20mm	1,400円		1,720円
25mm	2,590円		3,210円
30mm	4,900円		6,070円
40mm	7,710円		9,540円
50mm	14,040円		17,300円
75mm	37,890円		46,800円
100mm	75,110円		92,700円
150mm	208,300円		257,400円
200mm	275,220円		339,800円
水量料金(1m ³ につき)			水量料金(1m ³ につき)
第1段階	1m ³ ～10m ³ 52円		1m ³ ～10m ³ 60円
第2段階	11m ³ ～20m ³ 102円		11m ³ ～20m ³ 125円
第3段階	21m ³ ～100m ³ 127円		21m ³ ～50m ³ 156円
第4段階	101m ³ 以上 142円		51m ³ ～100m ³ 175円
第5段階		101m ³ 以上 192円
船舶用	1m ³ につき 142円		1m ³ につき 192円
私設消火栓 消防演習用	1栓10分間につき 400円		1栓10分間につき 1,720円
浴場用			
第1段階	1m ³ ～500m ³ 52円		1m ³ ～500m ³ 60円
第2段階	501m ³ 以上 102円		501m ³ 以上 125円
第3段階

平成9年7月1日適用	平成12年4月1日適用		平成19年4月1日適用	
1.94%	13.16%		9.82%	
※ 消費税率の引上げ及び地方消費税の導入に伴う改定 料金は、基本料金と水量料金の合計額（船舶用及び私設消火栓消防演習用に係る料金にあつては、水量料金）を従前の料金表により算出し、これに1.05を乗じて得た額とする。 （円未満は切り捨て）	口径別料金体系		口径別料金体系	
	基本料金		基本料金	
	13mm	980円	1,134円	
	20mm	1,960円	2,268円	
	25mm	3,630円	4,200円	
	30mm	6,900円	7,980円	
	40mm	10,800円	12,390円	
	50mm	19,700円	22,680円	
	75mm	53,000円	60,900円	
	100mm	105,000円	120,750円	
150mm	292,000円	337,050円		
200mm	385,000円	448,350円		
	水量料金（1 m ³ につき）		水量料金（1 m ³ につき）	
	第1段階	1 m ³ ～10 m ³ 68円	1 m ³ ～10 m ³	78.75円
	第2段階	11 m ³ ～20 m ³ 142円	11 m ³ ～20 m ³	163.80円
	第3段階	21 m ³ ～50 m ³ 177円	21 m ³ ～50 m ³	203.70円
	第4段階	51 m ³ ～100 m ³ 198円	51 m ³ ～100 m ³	227.85円
	第5段階	101 m ³ 以上 216円	101 m ³ 以上	248.85円
	船舶用	1 m ³ につき 216円	1 m ³ につき	248.85円
	私設消火栓 消防演習用	1栓10分間につき 1,980円	1栓10分間につき	2,278.50円
	浴場用			
	第1段階	1 m ³ ～500 m ³ 60円	1 m ³ ～500 m ³	63.00円
	第2段階	501 m ³ 以上 125円	501 m ³ 以上	131.25円
	第3段階

（注）平成16年4月の消費税法の一部改正に伴い、平成19年4月1日適用の料金表から、消費税を含む総額表示とした。

平成26年7月1日適用			令和2年1月1日適用		
2.86% ※ 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う改定			1.85% ※ 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う改定		
口径別料金体系			口径別料金体系		
基本料金			基本料金		
13mm		1,166.40円			1,188.00円
20mm		2,332.80円			2,376.00円
25mm		4,320.00円			4,400.00円
30mm		8,208.00円			8,360.00円
40mm		12,744.00円			12,980.00円
50mm		23,328.00円			23,760.00円
75mm		62,640.00円			63,800.00円
100mm		124,200.00円			126,500.00円
150mm		346,680.00円			353,100.00円
200mm		461,160.00円			469,700.00円
水量料金(1m ³ につき)			水量料金(1m ³ につき)		
第1段階	1m ³ ～10m ³	81.00円		1m ³ ～10m ³	82.50円
第2段階	11m ³ ～20m ³	168.48円		11m ³ ～20m ³	171.60円
第3段階	21m ³ ～50m ³	209.52円		21m ³ ～50m ³	213.40円
第4段階	51m ³ ～100m ³	234.36円		51m ³ ～100m ³	238.70円
第5段階	101m ³ 以上	255.96円		101m ³ 以上	260.70円
船舶用	1m ³ につき	255.96円		1m ³ につき	260.70円
私設消火栓 消防演習用	1栓10分間につき	2,343.60円		1栓10分間につき	2,387.00円
浴場用					
第1段階	1m ³ ～500m ³	64.80円		1m ³ ～500m ³	66.00円
第2段階	501m ³ 以上	135.00円		501m ³ 以上	137.50円
第3段階	

7 給水人口、年間配水量、年間有収水量の推移



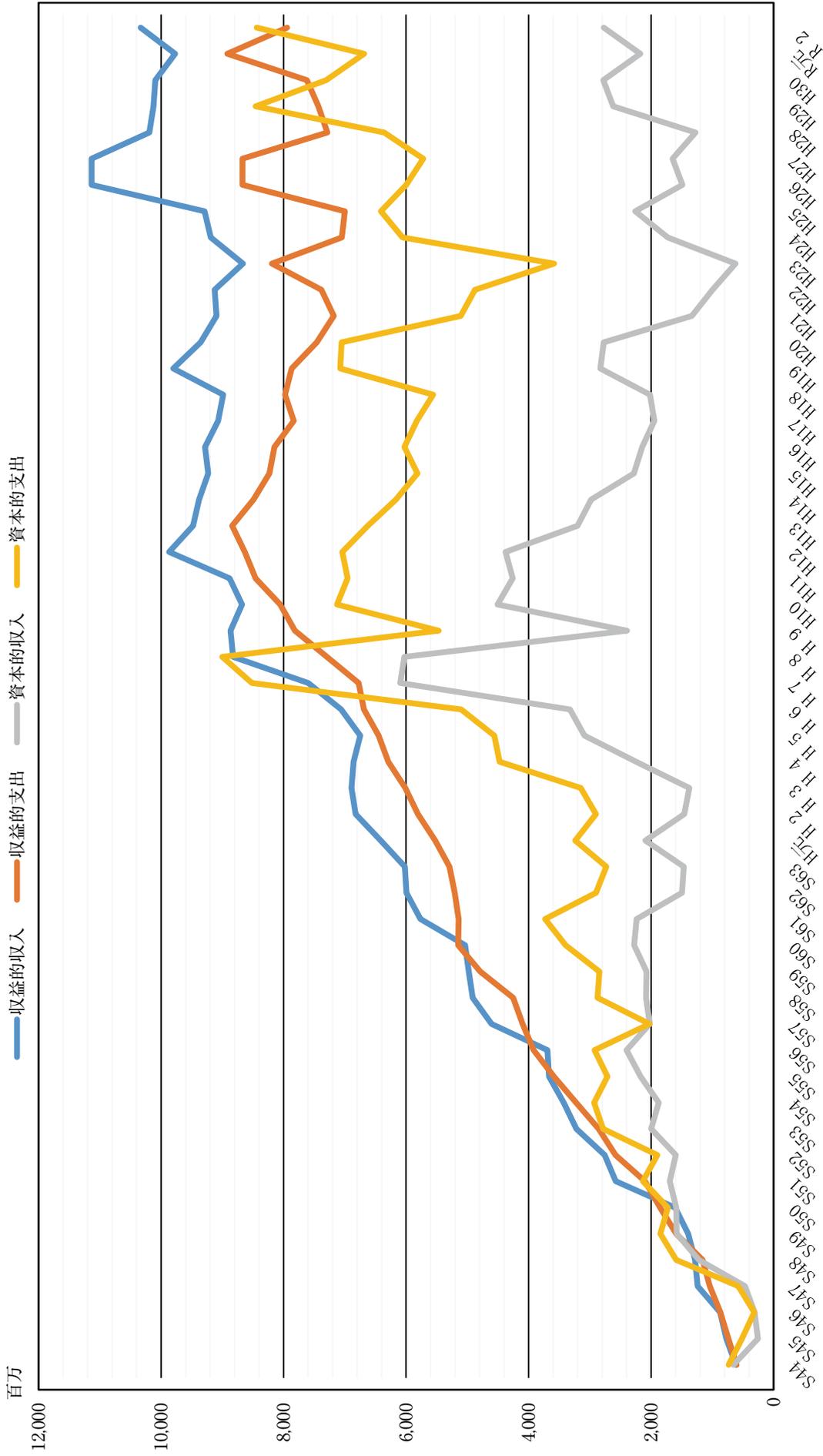
(注) 1 数値は、上水道及び簡易水道の合計値である。

2 給水人口について、平成25年度からは避難者数(住民異動の届出をしないで市内に避難している方から市外に避難している方を除いた数)を含めた数値である。

3 行政区域内人口について、平成27年度からは避難者数を含めた数値である。

8 決算の推移

(1) 上水道



(注) 1 昭和41年度から昭和43年度までは市合併後の移行期間で、上水道・簡易水道ごとに決算。
 2 いわき市水道事業としての決算は昭和44年度から実施。

9 浄水施設

(1) 上水道

ア 平浄水場

- ・ 所在地：いわき市平下平窪字寺前53番地
- ・ 用地面積：37,294㎡
- ・ 施設能力：62,340㎡/日
- ・ 水源：夏井川表流水
- ・ 取水量：36,028㎡/日、29,376㎡/日
- ・ 取水方法：取水堰（自然流下、ポンプ取水）

昭和49（1974）年にいわき市北部及び住宅団地の開発が進む平地区と小名浜地区の中間地域へ給水するために建設した浄水場で、年々増加する給水需要への対応などを目的として平成8年に拡張工事を行い、いわき市で最も大きな浄水能力を有している。

平浄水場は、上野原浄水場水系の管路と接続し、いわき市北部の配水調整を行う重要な役割を担っている。

主な給水地域である平地区の市街地東部を中心に、北は四倉地区、久之浜・大久地区、西は小川地区、南は平地区の豊間・中央台、常磐地区の若葉台、小名浜地区の市街地まで給水している。



磐城小川江筋源門取水堰▶
（夏井川）

イ 上野原浄水場

- ・ 所在地：いわき市好間町上好間字
上野原73番地の2
- ・ 用地面積：23,031㎡
- ・ 施設能力：35,900㎡/日
- ・ 水源：好間川表流水
- ・ 取水量：36,239㎡/日
- ・ 取水方法：取水堰（自然流下）

旧平町が大正6（1917）年に事業認可を受け、大正10（1921）年に完成させたいわき市で最初の浄水場。その後、年々増加する給水需要に対応するため数次にわたる拡張工事を行い、昭和62（1987）年に現在の姿となった。

主な給水地域は好間地区と内郷地区だが、平地区と常磐地区の一部にも給水している。



大滝江筋取水口▶
（好間川）

ウ 泉浄水場

- ・ 所在地：いわき市泉町六丁目10番地の16
- ・ 用地面積：10,599㎡
- ・ 施設能力：30,000㎥／日
- ・ 水源：鮫川表流水
- ・ 取水量：30,240㎥／日
- ・ 取水方法：取水堰（ポンプ取水）

新産業都市の指定を受けた旧磐城市が、重要港湾の整備や臨海型工場の進出に伴って年々増加する給水需要に対応するため、昭和39（1964）年に建設した浄水場。

主な給水地域は常磐地区だが、小名浜地区の市街地や鹿島・玉川、平地区の中央台にも給水している。



鮫川堰用水路取水口▶
（鮫川）

エ 山玉浄水場

- ・ 所在地：いわき市山玉町脇川25番地
- ・ 用地面積：15,755㎡
- ・ 施設能力：45,000㎥／日
- ・ 水源：四時川表流水、四時ダム
- ・ 取水量：47,865㎥／日
15,033㎥／日
- ・ 取水方法：取水堰（自然流下）

旧勿来町が上水道創設にあわせて昭和29（1954）年に建設し、旧勿来市全域に給水してきた浄水場。その後、いわき市南部の給水需要に対応するため拡張工事を行い、昭和52（1977）年に現在の姿となった。

山玉浄水場は、その後に拡張した法田ポンプ場や泉浄水場水系の管路と接続し、いわき市南部の配水調整を行う重要な役割を担っている。

主な給水区域は勿来地区だが、平地区の中央台、小名浜地区の市街地や江名・泉・渡辺にも給水している。



五箇村用水堰取水口▶
（四時川）

オ 法田第1・第2ポンプ場

- ・ 所在地：いわき市山田町西川原134番地の5
- ・ 用地面積：6,591㎡



区 分	第1ポンプ場	第2ポンプ場
・ 施設能力	10,240㎥／日	20,000㎥／日
・ 水源	地下水	地下水
・ 取水量	10,240㎥／日	20,000㎥／日
・ 取水方法	浅井戸	浅井戸
・ 紫外線処理設備	紫外線照射装置 1基	紫外線照射装置 2基

(2) 簡易水道

ア 川前浄水場

- ・ 所在地：いわき市川前町川前字五林50番地の5
- ・ 用地面積：1,206㎡
- ・ 施設能力：210㎡/日
- ・ 水源：五林川表流水
- ・ 取水量：300㎡/日
- ・ 取水方法：取水堰（自然流下）



イ 旅人浄水場

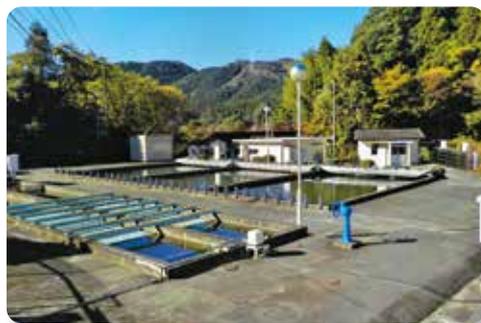
- ・ 所在地：いわき市田人町黒田字川崎77番地の2
- ・ 用地面積：2,321㎡
- ・ 施設能力：530㎡/日

区 分	No. 1井戸	No. 2井戸
・ 水源	地下水	地下水
・ 取水量	327.6㎡/日	226.8㎡/日
・ 取水方法	深井戸	深井戸



ウ 上遠野浄水場

- ・ 所在地：いわき市遠野町滝字内城55番地の1
- ・ 用地面積：2,161㎡
- ・ 施設能力：880㎡/日
- ・ 水源：鮫川表流水
- ・ 取水量：1,000㎡/日
- ・ 取水方法：取水堰（自然流下）



エ 鷹ノ巣浄水場

- ・ 所在地：いわき市遠野町深山田字小石平122番地
- ・ 用地面積：1,164㎡
- ・ 施設能力：180㎡/日
- ・ 水源：上遠野川表流水
- ・ 取水量：195㎡/日
- ・ 取水方法：取水管（自然流下）



オ 入遠野浄水場

- ・ 所在地：いわき市遠野町入遠野字落合110番地の1
- ・ 用地面積：2,934㎡
- ・ 施設能力：970㎡/日
- ・ 水源：入遠野川表流水
- ・ 取水量：1,000㎡/日
- ・ 取水方法：取水口（ポンプ取水）



10 配水管延長の推移

【単位：km】

区分	口径 m/m	昭和41	昭和51	昭和61	平成 8	平成18	平成28	令和 2	
配水管	上水道	50	73.2	65.7	168.4	177.1	166.9	167.0	164.3
		75	75.5	161.2	269.1	335.1	381.9	409.1	428.3
		100	207.1	292.9	383.1	523.1	606.5	639.1	646.5
		125	26.5	36.5	33.5	13.4	2.3	1.4	0.5
		150	65.2	140.1	267.9	347.0	409.0	419.9	429.3
		200	65.8	92.8	104.1	142.9	156.3	159.6	164.6
		250	18.5	49.6	63.1	69.8	64.1	64.8	64.0
		300	17.9	47.9	60.4	71.9	85.8	87.2	87.9
		350	5.3	14.2	25.8	32.0	44.9	42.5	42.7
		400	9.0	12.7	15.6	19.0	36.7	37.4	38.0
	450	1.9	1.9	1.9	2.3	2.3	2.4	2.4	
	500	1.5	1.6	15.3	23.2	27.3	30.9	30.6	
	600	0.3	8.8	21.2	24.0	31.4	31.5	32.1	
	700		6.6	13.5	18.3	22.9	22.8	22.6	
	800		1.2	7.8	7.6	11.6	18.5	22.2	
	小計		567.6	933.8	1,450.7	1,806.8	2,050.0	2,134.3	2,176.3
	簡易水道	50	7.9	19.0	19.8	12.7	9.7	8.2	8.2
		75	6.2	13.3	19.5	15.8	17.0	18.2	18.3
		100	5.5	16.1	28.0	17.2	19.6	20.6	21.2
		125	2.9	3.0	3.4	0.6			
150		4.7	9.6	5.4	11.1	12.9	13.4	13.4	
200					2.9	2.9	2.9	2.9	
250					0.6	0.6	0.6	0.6	
小計			27.3	60.9	76.0	60.9	62.7	64.0	64.6
合計		594.9	994.7	1,526.7	1,867.7	2,112.7	2,198.3	2,240.9	

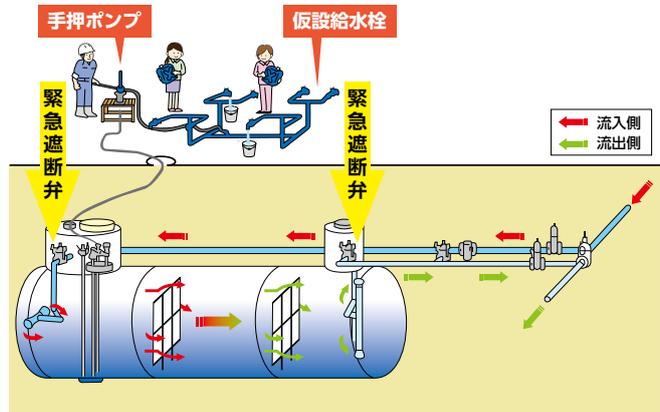
※ 昭和41年度末の簡易水道配水管は延長資料無いため、昭和47年度末の延長を掲載
延長は各年度末の実績、小計及び合計値は、m単位の延長を四捨五入しているため、口径毎の合計とは一致しない。

11 災害への備え

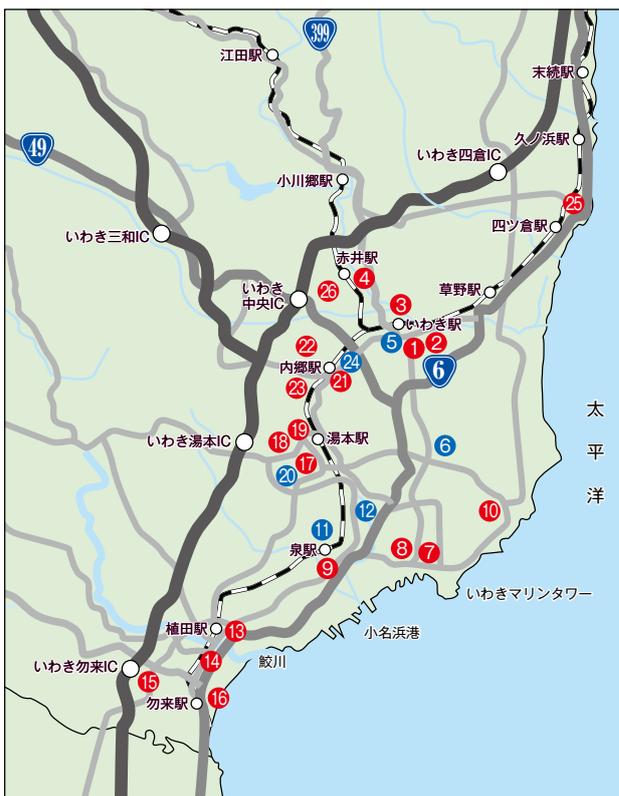
(1) 耐震性貯水槽

耐震性貯水槽は配水管の一部として地下に埋設設置され、平常時は常に水道水が流れていますが、非常時には、緊急遮断弁が作動し貯水槽内に飲料水を確保します。その飲料水を手押ポンプでくみ上げ仮設給水栓から給水します。

◆ 耐震性貯水槽は、建屋やマンホールの地下に設置されています。



非常時の
使用方法



地区	番号	設置場所	容量(ℓ)	所在地
平	1	菱川町公園	40,000	平字菱川町7-7
	2	平体育館	40,000	平字正内町6-1
	3	平第二小学校	40,000	平字梅香町7-1
	4	下平窪第一公園	40,000	平下平窪字味噌農9
	5	平一丁目目公園 ※消防用水利用用型	100,000	平字一丁目20-1
	6	走熊公園	40,000	中央台鹿島一丁目55-1
小名浜	7	横町公園	40,000	小名浜字蛭川南140-2
	8	小名浜市民会館	40,000	小名浜愛宕上6-1
	9	泉西公園	40,000	泉町四丁目14-1
	10	江名小学校	40,000	江名字天ヶ作154
	11	玉露中央公園	100,000	泉玉露四丁目9
	12	小名浜第三小学校	60,000	小名浜住吉字搦町7-1
勿来	13	植田第二公園	40,000	植田町中央三丁目9-1
	14	錦中学校	40,000	錦町飯盛町1
	15	勿来第一中学校	40,000	勿来町窪田伊賀屋敷123
	16	勿来第二小学校	40,000	勿来町関田和久70
常盤	17	常盤市民会館	40,000	常盤関船町作田1
	18	上湯長谷公園	40,000	常盤上湯長谷町湯台堂172-3
	19	三函街内	40,000	常盤湯本町三函144-17
	20	桜ヶ丘四丁目公園	40,000	桜ヶ丘四丁目68-1
内郷	21	馬場児童公園	40,000	内郷綴町川原田59
	22	宮沢市営住宅	40,000	内郷宮町宮沢101-3
	23	桜田公園	40,000	内郷白水町桜田4-1
	24	天上田公園	100,000	内郷御蔵町二丁目59
四倉好間	25	四倉小学校	40,000	四倉町字西四丁目3-3
	26	好間第一小学校	40,000	好間町上好間字馬場前14

● 建屋あり ● 建屋なし

(2) 災害時用応急資機材

【令和3年3月31日現在】

保管場所 形状寸法	水道局						南部工 事事務所	町 田倉庫	四倉 ポンプ場	泉 倉庫	志座配水場		平 浄水場	上 野原 浄水場	泉 浄水場	山 玉 浄水場	耐 震 性 貯 水 槽	平 ボ ン プ 場	小 名 浜 資 材 倉 庫 (小 名 浜 支 所 内)	計
	地下 倉庫	東 倉庫	西 倉庫	配 水 課	浄 水 課	工 務 課					倉 庫	ポ ン プ 室								
備蓄品名	形状寸法																			
アルミ製 給水タンク	2㎡										3									3
アルミ製 給水タンク	1㎡		1					1		7	8									19
ステンレス製 給水タンク	1㎡										3									3
風船式給水槽	1㎡									7										7
ポリエチレン製 給水槽	1㎡								2	6	3									11
組立式給水槽	1㎡																	1		1
給水槽用架台										17	5									22
給水槽用 仮設給水栓	φ40									12	9									21
消火栓用 仮設給水栓											8									8
消火栓用 開閉器	鉄製			7																7
非常用 簡易ろ過機										7										7
ポリ容器	20L・10L			8						230	53	50							203	544
非常用飲料水袋	6L										20,800						115,750		10,560	147,110
仕切弁用開閉器	1.5m SUS	18		1						12	13									44
乙止水栓用 開閉器				1							18									19
マンホール蓋用 十字キー				1							15									16
自動給水 分配装置				1							1									2
分配装置用 発電機	100V			1																1
分配装置用 発電機	200- 100V										1									1
給水タンク車 (圧送式)	2㎡					2	1													3
給水タンク車 (圧送式)	1.8㎡					1	1													2
飲料水用 水中ポンプ	φ50										18									18
水中ポンプ用 発電機	100V										8									8
集会用テント (風防付)	白色									1										1
キャンプ用 テント	7人用									3										3
タープテント	紺 緑色										7									7
災害時用可搬型 無線機(5W)	3電源式				2															2
充電式LED 照明装置					3					3										6
オイルフェンス	m									40		40			20					100
オイルマット	枚				200							200	300	300	300					1,300

12 水道週間絵画展・写真展入賞作品

水道週間では、東日本大震災によって被災した平成23年度を除いて、平成18年度から絵画展と写真展を毎年実施してきました。

(1) 絵画展最優秀作品



平成18 遠藤優衣 さん
「水をむだにしない」



平成19 大越沙也佳 さん
「水はどこから…」



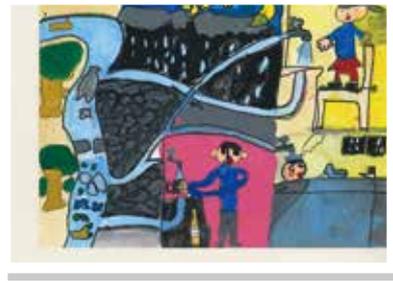
平成20 上遠野日向子 さん
「水は友だち」



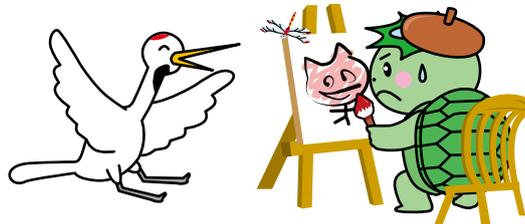
平成21 草野浩輝 さん
「水の大活やく」



平成22 佐藤慕香 さん
「雨のシャワーが気持ちいいな」



平成24 高田陸成 さん
「水はどこから」





平成25 鈴木杏奈 さん
「水を待つ人たち」



平成26 緑川和樹 さん
「生活に必要な水」



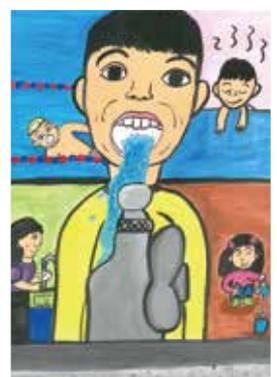
平成27 関根杏華 さん
「大切な水」



平成28 鈴木心彩 さん
「水に感しゃ」



平成29 高野愛莉 さん
「水はいろんな所で」



平成30 滝澤飛雅 さん
「水のある生活の大切さ」



令和元 笹川千紘 さん
「あらゆる所で水が使われている」



令和2 志賀彩花 さん
「水と命」



令和3 滝澤応維 さん
「生活と水」

(2) 写真展最優秀作品



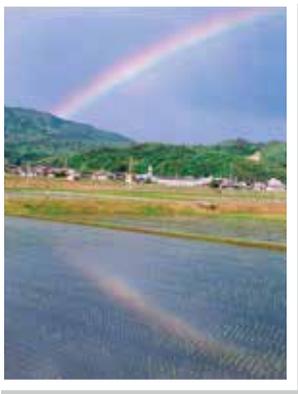
平成19 高萩英美 さん
「わあ〜い水だ!」



平成20 酒井和重 さん
「鮎の遡上」



平成21 江尻敏子 さん
「水あそび」



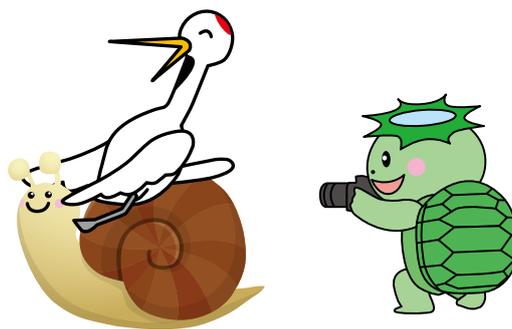
平成22 岩塚昭広 さん
「秋への思い」

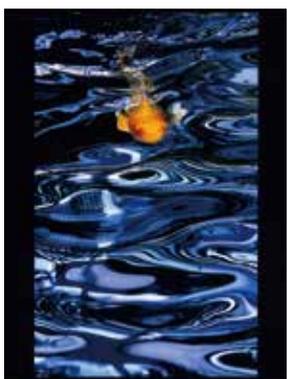


平成24 角田駒雄 さん
「水温むる頃」



平成25 茜潤 さん
「ほのぼの水景」





平成26 中川秀男 さん
「水模様」



平成27 佐藤進吾 さん
「ちょっと休憩」



平成28 角田駒雄 さん
「水めるむ頃」



平成29 石丸純一 さん
「水のある暮らし」



平成30 石丸純一 さん
「溪流のパステル」



令和元 門林泰志郎 さん
「四時川、夏彩」



令和2 柏館健 さん
「疎水に遊ぶ」



令和3 江尻敏子 さん
「炎天下のリハビリ」



13 水道通水 100年のあゆみ【いわき市水道事業年表】

西暦	和暦	月	内 容	頁
1917	大正 6 年	3 月	平町上水道事業認可	10
1921	大正10年	11月	平町上水道一部給水開始	
1932	昭和 7 年	6 月	湯本町上水道一部給水開始	12
1935	昭和10年	9 月	江名町上水道一部給水開始	13
1937	昭和12年	7 月	四倉町上水道一部給水開始	16
1939	昭和14年	12月	小名浜町上水道一部給水開始	13
1951	昭和26年	1 月	勿来町上水道一部給水開始	17
1952	昭和27年		常磐炭礦からの分水により内郷町上水道給水開始	19
1953	昭和28年	1 月	久之浜町上水道一部給水開始	20
1964	昭和39年	8 月	泉浄水場の完成	20
1966	昭和41年	4 月	小川町上水道一部給水開始	20
		10月	いわき市誕生 旧市町村から上水道 9 事業・簡易水道19事業を引継ぎ「いわき市水道部」の新設	24
1969	昭和44年	1 月	水道メーター検針業務委託開始	
		2 月	上水道施設統合事業認可	26
		10月	合併前水道料金を調整統一	29
1970	昭和45年	4 月	水道料金の金融機関口座振替開始	
		9 月	古河好間炭鉱閉山による専用水道統合事業認可	
1971	昭和46年	1 月	給水加入金制度全面実施	
		7 月	「いわき市水道事業経営審議会」設置	29
		8 月	台風23号による泉浄水場等水道施設被害 ・断水約1万9,350戸	
		9 月	水道料金改定 ・口径別料金体系採用 ・簡易水道料金の一本化	29
1972	昭和47年	3 月	第一期拡張事業認可	38
		3 月	上水道施設統合工事完了	
1973	昭和48年	5 月	水道部を水道局に変更	
		夏季	7・8月異常渇水 ・約 2 万7,000戸に断水等の影響	77
1974	昭和49年	7 月	平浄水場の完成	38

西暦	和暦	月	内 容	頁
1975	昭和50年	9月	川平浄水場油流入事故 ・断水約2,200戸	
1976	昭和51年	3月	上遠野簡易水道(遠野)拡張統合工事完了	
		10月	栗木作(四倉)地滑り災害 ・栗木作浄水場貯水池決壊事故 ・断水約2,300戸	78
1977	昭和52年	3月	田人簡易水道(田人)拡張統合工事完了 山玉浄水場完成	38
		9月	台風11号による水道施設被害 ・断水7,931戸	76
1978	昭和53年	4月	第一次配水管整備事業	50
		11月	薬王寺簡易水道(四倉)拡張統合工事完了	32
1979	昭和54年	8月	水道局本庁舎完成	
		10月	台風20号による水道施設被害 ・断水1,142戸	76
1982	昭和57年	1月	第二期拡張事業認可	41
1983	昭和58年	2月	水道通水60周年記念「いわき市水道史」発刊	
		3月	夏井川水系と鮫川水系の本管直結工事完成	41
1984	昭和59年	8月	簡易水道料金の郵便局自動払込み開始	
1985	昭和60年	10月	耐震性貯水槽(非常用地下貯水槽)の整備開始 【令和3年度現在26基】	118
1986	昭和61年	3月	大和簡易水道(好間)の上水道統合事業完了	42
			高崎簡易水道(小川)の上水道統合事業完了	42
		4月	第二次配水管整備事業	50
		7月	いわき市制20周年及び水道事業創設70周年記念 「いわきの清流10選」を選定	
		10月	上水道料金の郵便局自動払込み開始	
1987	昭和62年	2月	上野原浄水場拡張工事完成	41
1991	平成3年	4月	第三次配水管整備事業	50
1992	平成4年	3月	「いわき市水道水源保護条例」制定	
		3月	第三期拡張事業認可	45
		5月	「いわき市水道水源保護審議会」設置	
		10月	上下水道料金処理オンラインシステム稼働 開始	
1993	平成5年	2月	遠野簡易水道(遠野)統合認可	33
		3月	薬王寺簡易水道(四倉)上水道統合完了	
		5月	河川監視員制度の新設	

西暦	和暦	月	内 容	頁
1996	平成8年	1月	「いわき市・北茨城市水道相互応援協定」締結	
		4月	平浄水場内に水質検査棟完成 ・現水質管理センター	65
		7月	広報紙「すいどういわき」創刊	
1997	平成9年	3月	平浄水場拡張工事完成	47
		5月	日本水道協会東北地方支部及び東北6県の県支部が「災害時相互応援に関する協定」締結 常磐地内土砂流出災害 ・常磐配水池滑落 ・断水約700戸	79
1998	平成10年	1月	いわき管工事協同組合と「災害時の応援給水及び応急復旧に関する協定」締結 いわき管友会と「災害時における物件の供給に関する協定」締結	
		3月	遠野簡易水道（遠野）統合完了	33
		6月	水道料金等のコンビニエンスストア収納開始	
		4月	浄水場の運転管理業務を委託開始 ・平・上野原・泉・山玉浄水場：平日昼間以外 ・上遠野及び久之浜：終日	
2000	平成12年	4月	広域水質検査開始 ・双葉地方水道企業団の水質検査を受託開始	
			「いわき市水道事業経営審議会」が常設機関となる。	
			水道局財務会計システム稼働開始	
2003	平成15年	4月	第四次配水管整備事業	51
2005	平成17年	4月	平・上野原・泉・山玉浄水場の終日運転管理を委託	
2006	平成18年	5月	県内28の水道事業者と「日本水道協会福島県支部災害時応援協定」締結	
		8月	福岡簡易水道（小川）の上水道統合完了	46
2007	平成19年	3月	第三期拡張事業認可軽微変更	
2009	平成21年	3月	佐倉簡易水道（勿来）上水道統合完了	46
		4月	基幹浄水場連絡管整備事業	
2011	平成23年	3月	東日本大震災 ・送・配水管の漏水約1,600か所、断水約13万戸	81
		4月	第五次配水管整備事業	50

西暦	和暦	月	内 容	頁
2012	平成24年	5月	第三期拡張事業認可軽微変更	
2013	平成25年	4月	いわき市水道料金お客様センター開設	
2014	平成26年	2月	磐城林業協同組合と「災害時の応急給水に関する協定」締結	
			第一環境株式会社と「災害時応急給水等業務に関する協定」締結	
2015	平成27年	1月	第三期拡張事業認可変更	
2017	平成29年	4月	重要給水施設配水管整備事業	54
			老朽管更新事業	63
		12月	水道局本庁舎耐震化工事完了	
2019	令和元年	10月	令和元年東日本台風 ・平浄水場浸水 ・断水約4万5,400戸	90
2021	令和3年	10月	水道料金等のスマートフォン決済による収納開始	
		11月	いわき市水道通水100周年	巻頭4



14 水道用語集

【あ】

赤水

鉄管の内面腐食などによって溶出した鉄が、酸化されて鉄錆となり、給水栓などから流出すると、水が黄褐色又は赤褐色となるため、これを赤水という。

浅井戸

深度10～30m以内の比較的浅い地下水をくみ上げる井戸

一日最大配水量

年間最大となった日の配水量をいう。

【か】

簡易水道事業

水道事業のうち計画給水人口が、5,000人以下である水道事業をいう（水道法第3条第3項より）。

施設が簡易ということではなく、計画給水人口の規模が小さいものを簡易と規定したものである。

緩速ろ過方式

原水が比較的きれいな場合に適するろ過方式。

1日4～5mの遅い速度で、砂層の表面や内部に増殖した藻類や細菌がつくった粘質膜によって、水中の不純物を除去する方法。その後塩素消毒を行う。

良質で安定した水が得られる。

企業債

水道局などの地方公営企業が、建設・改良等に要する資金に充てるために起こす債務をいう。

給水人口

給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口をいう。給水区域外からの通勤者や観光客は給水人口には含まれない。

給水装置

配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

給水装置は需要者の所有物であって、その管理は需要者が行うこととなっている。

急速ろ過方式

原水中の水に溶けていない微粒な物質を化学薬品である凝集剤を用いて凝集沈殿処理し、残った物質を砂ろ過池で1日120～150mの速い速度でろ過する方法、その後塩素消毒を行う方式。

供給単価

有収水量1m³あたりについて、どれだけの収益を得ているかを表すもの。

行政区域内人口

行政区域内の居住人口のこと。

計画給水人口

水道法では、水道事業経営の認可に係わる事業計画において定める給水人口をいう。

硬度

硬度とは、水の中のカルシウムとマグネシウム（ミネラル分）の量を示すもの。

硬度の低い水（ミネラル分が少ないもの）を軟水、硬度の高い水（ミネラル分が多いもの）を硬水という。

いわき市の水道水は、硬度が10から80mg/lの軟水である。

○ 軟水と硬水の日安

水の種類	硬度 (mg/l)
軟水	0 から 60 未満
中程度の軟水	60 から 120 未満
硬水	120 から 180 未満
非常な硬水	180 以上

【さ】

最大稼働率

一日最大配水量を施設能力で除したもので、水道施設の利用状況及び投資が適正かを判断する指標。

数値が大きいほど効率的で投資が適正であると判断できるが、あまり100%に近すぎる場合は、施設能力に余力がなく適正な給水が不可能となる可能性があるため、施設規模の見直しが必要となる。

残留塩素

水に注入後、消毒効果を持つ有効塩素として消失せずに残留している塩素のこと。

水道法施行規則第17条第1項第3号で、給水栓(水系末端)の残留塩素は0.1mg/ℓ以上保持するよう規定されている。また、水質管理目標設定項目の目標値では、1mg/ℓ以下と規定されている。

シールド工法

非開削工法の一つで、都市の密集地、軟弱地盤、河川底床にトンネルをつくる技法。

長さは500m～1,000mが標準で、推進工法に比べ大規模なトンネル工事に用いる。

施設能力

浄水場が、1日あたりに浄水できる水の量で、施設規模を表すもの。

資本的収支

企業の経営の基礎となる固定資産の取得に要する支出及びその財源となる収入等で、支出の効果が次年度以降に及び、将来の収益に対応するものを計上したもの。

資本的収入には企業債、他会計補助金、国庫補助金などを計上し、資本的支出には建設改良費、企業債償還金(元金分)などを計上する。

資本的収入が支出に対して不足する場合には、損益勘定留保資金などの補填財源で補填するものとされている。

収益的収支

一事業年度の企業の経常的経営活動に伴って発生する全ての収入とそれに対応する支出を計上したもの。

収益的収入には水道料金収入である給水収益のほか受取利息などを計上し、収益的支出には給水サービスに必要な人件費、物件費、支払利息などを計上する。

発生主義に基づき計上されるため、収益的支出には減価償却費などのように現金支出を伴わない費用も含まれる。

企業会計では、損益取引(収益的収支)と資本取引(資本的収支)とを区分して経理するという特徴がある。

取水施設

原水を取り入れるための施設総体をいう。河川水や湖沼水などの地表水の取水施設としては、取水堰、取水門などがある。

浄水施設(浄水場)

水源から送られた原水を、飲用に適するように処理する施設。

一般的に、凝集、沈殿、ろ過、消毒などの処理を行う施設をいう。

通常、河川水を原水とする場合、着水井、沈殿池、薬品注入設備、ろ過池、消毒設備、浄水池、排水処理施設等の施設を有する。

上水道事業

水道事業のうち計画給水人口が5,000人を超える事業をいう。

消毒

水道法では飲料水の安全を確保するために水道水の消毒を義務付けている。

消毒には塩素剤、オゾン等が用いられるが、水道法では給水栓で保持すべき残留塩素濃度を規定し、消毒は塩素によるものとしている。

水管橋

水道管が、河川などを横断するとき設ける管路専用の橋をいう。

管自体の強度と剛性を利用するパイプベーム形式、補剛材と組み合わせる補剛形式、橋桁を設けて管をのせる添架方式、道路橋等に併設する橋梁添架がある。

水道

導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。

ただし、臨時に施設されたものを除く(水道法第3条第1項より)。工業用水道や下水道と区別し、上水道と言われることがある。

ずい道

トンネルのこと。

水道事業

一般の需要に応じて、計画給水人口が100人を超える水道により水を供給する附属事業をいう(水道法第3条第2項より)。

水道事業経営審議会

市長からの諮問に応じて、水道事業の経営に関し、必要な事項を調査審議する附属機関。

水道水源保護審議会

市長からの諮問に応じて、水道水源の保護に関する重要な事項について、調査審議する附属機関。

水道水源保護地域

水道に係る水質汚濁防止、水源保護により住民の生命及び健康を守ることを目的として、平成4年3月に「いわき市水道水源保護条例」を制定し、それに基づき水道の取水施設から上流域を「いわき市水道水源保護地域」に指定している。

水道メーター

給水装置に取付け、需要者が使用する水量を積算計量するための計量器。

その計算水量は、料金算定及び有収率などの水量管理の基礎となる。

その使用に際しては、計量法に定める計量器の検定検査に合格したものでなければならない。

なお、この検定検査の有効期間は計量法により8年と定められている。

水利権

水を使用する権利のこと。

通常、河川の流水を占有する(独占排他的、継続的に使用する)権利のこと。

送水施設

浄水場から配水池までに浄水を送る施設をいう。

送水ポンプ、送水管などがある。

損益勘定留保資金

企業会計上、減価償却費のように費用として計上されるが、現金の支出を伴わず企業内部に留保される資金をいう。

資本的支出の補填財源として使用され、固定資産の取得等に充てられる。

【た】

地方公営企業

地方公共団体が社会公共の利益を目的として経営する企業をいう。

鑄鉄管

鉄、塩素及びケイ素からなる鑄鉄で作られた管。

いわき市では、昭和45年頃まで使用されていた。

現在は、鑄鉄管より韌性の強いダクタイル鑄鉄管が使用されている。

沈殿池

原水中の濁質(濁りや汚れの成分)を沈殿させるための池のことで、普通沈殿池と薬品沈殿池とに大別される。

前者は、自然沈降により濁質を沈殿・分離するのに対し、後者は、薬品を用いて濁質を凝集することにより、効率良く沈殿・分離を行う。

本市で現在稼働している沈殿池は、すべて薬品沈殿池である。

導水施設

取水施設から浄水場まで原水を導く施設で、導水路(管路式のを導水管、開水路式のを導水渠という)、導水ポンプなどがある。

【は】

配水管

配水池等から給水区域に配水するための管路をいう。

配水管は、どの地域でも水压を均等に保ち、また断水等の影響を最小限にとどめるよう網目状に配置されている。

配水施設

浄水を水压、水量、水質に関して安全かつ円滑に需要者に輸送するための施設で、配水池、配水管、ポンプ及びバルブ、その他の附属設備から構成される。

排水処理施設

浄水処理工程から排出される沈殿池の排泥やろ過池の洗浄排水を、濃縮、脱水、乾燥などにより処理する施設をいう。

配水池

給水区域の需要量に応じて適切な配水を行うために、浄水を一時貯える池。

配水池容量は、一定している配水池への流入量と時間変動する給水量との差を調整する容量、配水池より上流側の事故発生時にも給水を維持するための容量及び消火用水量を考慮し、一日最大給水量の12時間分を標準とする。

プレストレストコンクリート(PC)

コンクリートは、筒状にすると外圧には強いが内圧に対して弱くなるため、外周に鋼線を巻き付け、内圧に対して耐えるようにしたもの。

水道施設では、配水池の躯体に用いる。

負荷率

水道事業の施設効率を判断する指標の一つであり、数値が大きいほど効率的であるとされている。

水道事業のような季節的な需要変動がある事業については、給水需要のピークに合わせて施設を建築することになるため、需要変動が大きいほど施設効率が悪くなり、負荷率は小さくなる。

このことから負荷率を大にすることが経営の1つの目標となる。

普及率

人口全体に対する給水人口の割合を表したものの。

行政区域内人口に対する給水人口の割合を水道普及率、給水区域内人口に対する給水人口の割合を給水普及率という。

ポンプ場

地形、構造物の立地又は管路の状況など、諸条件に応じたポンプ圧送方式により水を送る設備を設置した施設。

【や】

有効率

有効水量(水道メーターで計量された水量及び局事業用水量等)を配水量で除したものの。

水道施設及び給水装置を通して給水される水量が有効に使用されているかどうかを示す指標であり、有効率の向上は経営上の目標となる。

有収率

有収水量(料金徴収の対象となった水量)を配水量(浄水場から配水管等に送り出された水量)で除したものをいう。

用途別従量料金

水道に使う用途別に差を設け、1 m³毎の単価を設定し使用量に応じて賦課する料金。

本市では、一般用、船舶用及び浴場用を設定している。

【ら】

漏水

漏水は水道管を流れる水が漏れている状態で、地上に漏れ出して発見が容易な地上漏水と、地下に浸透し発見が困難な地下漏水とがあり、出水不良や水道水汚染などの原因となる場合がある。



出典・参考資料

- ◆『平市街図』いわき総合図書館（1916年）
- ◆『平町上水道誌』福島県石城郡平町役場（1926年）
- ◆『四倉町上水道抄誌』四倉町水道部（1937年）
- ◆『平市上水道第二期拡張誌』平市役所（1954年）
- ◆『福島県石城郡平町全図市街地図』いわき総合図書館（1960年頃）
- ◆『広報いわき9月号・11月号』いわき市（1971年）
- ◆『いわき市水道史』いわき市水道局（1983年）
- ◆『四時ダム工事誌』福島県土木部、福島県四時ダム建設事務所（1984年）
- ◆『磐城小川江筋沿革史』磐城小川江筋土地改良区（1984年）
- ◆『いわき市史第3巻近代Ⅰ』いわき市（1993年）
- ◆『いわき市水道事業基本計画』いわき市水道局（1993年）
- ◆『いわき市史第4巻近代Ⅱ』いわき市（1994年）
- ◆『いわき市史別巻常磐炭田史』いわき市（1994年）
- ◆『よしま ふるさとの歴史探訪』好間地区関係団体会議（1998年）
- ◆『土砂流出災害の記録』いわき市水道局（1999年）
- ◆『いわき市水道事業経営プラン』いわき市水道局（2007年）
- ◆『いわき市水道事業東日本大震災の記録』いわき市水道局（2012年）
- ◆『いわき市・東日本大震災の証言と記録』いわき市（2013年）
- ◆『いわき市市制施行50周年記念誌未来へつなぐ「いわき」ものがたり』いわき市（2016年）
- ◆『新・いわき市水道事業経営プラン』いわき市水道局（2017年）
- ◆『いわき市水道事業統計年報令和2年度』いわき市水道局（2021年）
- ◆『いわき水みらいビジョン2031』いわき市水道局（2022年）

いわき市水道通水100周年記念誌 編纂会議員名簿

- ・ 会 長： 金成 恭一（元いわき市水道局長 平成28年3月退職）
- ・ 会議員： 愛川 邦彦（元いわき市水道局次長兼総合調整担当 平成24年3月退職）
紺野 孝（元いわき市水道局次長 平成24年3月退職）
則政 康三（いわき市水道局次長兼総合調整担当）
大津 篤（いわき市水道局次長兼総務課長）

※ 敬称略、順不同



【水道通水100周年記念】いわきの水道100年誌

令和4(2022)年3月 発行

企画・編集 いわき市水道局総務課

発行者 いわき市水道局

〒970-8026 福島県いわき市平字童子町2-5

TEL.0246-22-1221 FAX.0246-21-4644

